

(1) 情報科学芸術大学院大学条例

(平成12年12月27日 岐阜県条例第66号)

(設置)

第1条 科学的知性と芸術的感性の融合を目指した学術の理論及び応用を教授研究し、情報社会の新しいあり方を創造的に開拓していく資質を備えた人材を養成することにより、学術文化の向上及び産業の振興に寄与するため、大垣市に情報科学芸術大学院大学(以下「大学」という。)を設置する。

(研究科)

第2条 大学に、メディア表現研究科を置く。

(入学検定料等)

第3条 大学の入学検定を受けようとする者は入学検定料を、大学に入学する者(特別聴講学生を除く。)は入学金を、大学に在学する者は授業料を納入しなければならない。

- 2 大学に研修員を派遣しようとする者は、研修料を納入しなければならない。
- 3 学生寮に入寮する者は、寮費を納入しなければならない。
- 4 修了証明書、学位取得証明書、単位取得証明書、成績証明書その他規則で定める証明書の交付を受けようとする者(在学生を除く。)は、証明書交付手数料を納入しなければならない。
- 5 大学の入学検定料、入学金、授業料、研修料、寮費及び証明書交付手数料(以下「入学検定料等」という。)の額は、別表のとおりとする。

(入学検定料等の納入期限)

第4条 入学検定料は入学願書を提出する際に、入学金は入学手続の際に、証明書交付手数料は申請の際に納入しなければならない。

- 2 学生の授業料は、毎年4月1日から9月30日まで(以下「前期」という。)及び10月1日から翌年3月31日まで(以下「後期」という。)の2期に区分し、それぞれの期において授業料の年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては4月30日までに、後期にあつては10月31日までに納入しなければならない。
- 3 研究生の授業料は、前期、後期のそれぞれの期について、別表に掲げる額にその者のその期において在学する月数を乗じて得た額を、前期にあつては4月30日までに、後期にあつては10月31日までに納入しなければならない。
- 4 前項に規定する納入期限後に入学した研究生に係る入学の日の属する期の授業料の納入期限は、同項の規定にかかわらず、当該入学の日の属する月の末日とする。
- 5 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、全額を入学の日の属する月の末日までに納入しなければならない。
- 6 研修料は、全額を研修を開始する日までに納入しなければならない。
- 7 寮費は、当月の月末までに納入しなければならない。

(返還)

第5条 既納の入学検定料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(減免等)

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、入学検定料等を減免し、又は第4条第1項から第5項までに規定する納入期限(入学検定料及び証明書交付手数料に係るものを除く。)を延長することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分		金 額	
入学検定料	学生	30,000円	
	研究生	9,800円	
	科目等履修生	9,800円	
入学金	学生	県内の者	226,000円
		県外の者	338,000円
	研究生	県内の者	67,700円
		県外の者	101,500円
	科目等履修生	県内の者	22,600円
		県外の者	33,800円
授業料	学生	年 額 535,800円	
	研究生	月 額 29,700円	
	科目等履修生	1単位につき 14,800円	
	特別聴講学生	1単位につき 14,800円	
	研修料	研修員	知事が定める額
寮費		知事が定める額	
証明書交付手数料	1通につき	300円	

備考 県内の者とは、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が入学の日の1年前から引き続き岐阜県内に住所を有する者をいい、県外の者とは、それ以外の者をいう。

(2) 情報科学芸術大学院大学条例施行規則

(平成13年2月27日 岐阜県規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、情報科学芸術大学院大学条例(平成12年岐阜県条例第66号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専攻等)

第2条 情報科学芸術大学院大学(以下「大学」という。)のメディア表現研究科に置く専攻、課程及び入学定員は、次のとおりとする。

専 攻	課 程	入学定員
メディア表現専攻	修士課程	20人

(標準修業年限)

第3条 大学の標準修業年限は、2年とする。

(附属施設)

第4条 大学に、附置研究機関として産業文化研究センターを置く。

- 2 大学に、附属図書館及び学生寮を置く。

(教授会)

第5条 大学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、学長は、必要があると認めるときは、准教授、講師その他の職員を教授会の組織に加えることができる。

(運営協議会)

第6条 大学に、学長の諮問に応え、助言するため、学外の学識経験を有する者で組織する運営協議会を置く。

(休学者等の授業料)

第7条 休学した者の授業料については、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割額」という。)に、休学した日の属する月の翌月(休学した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から復学した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額を徴収しないものとする。

- 2 復学した者の授業料の納入期限は、知事が指定する日とする。
- 3 前期に退学した者又は除籍された者の後期に納入すべき授業料は、徴収しないものとする。

(授業料等の減免等)

第8条 条例第6条の規定による授業料若しくは入学金の減免又は納入期限の延長(以下「減免等」という。)は、学業に精励し、人物健全な者で、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- 一 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者の世帯に属する者
- 二 長期疾病、生業の不振又は失業のため、その生計が著しく不良となり、前号の被保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する者
- 三 天災その他の災害により著しく損害を受け、学資の支弁が困難な世帯に属する者
- 四 知事が別に定める基準により情報科学芸術大学院大学特別給費生(以下「特別給費生」という。)として認めた者
- 五 その他知事が特に減免等の必要があると認めた者

(減免の範囲等)

第9条 授業料の減免は、月割額に減免が必要と認められる期間の月数を乗じて得た額とする。

- 2 前条第4号に該当する者の授業料の減免は納入すべき額の全額とし、減免の期間は特別給費生として給費を受ける期間を限度とする。
- 3 入学金の減免は、全額とする。
- 4 当該学年の期間を超えてなお授業料の減免を受けようとするときは、改めて当該減免に係る申請手続を行わなければならない。

(納入期限の延長)

第10条 授業料の納入期限の延長をする期間は、当該納入期限に係る納入額ごとに必要と認められる期間をもって定める。

- 2 入学金の納入期限の延長をする期間は、全額について必要と認められる期間をもって定める。
- 3 第一項の納入期限の延長をする期間は、当該年度を超えて定めないものとする。
- 4 第二項の納入期限の延長をする期間は、当該入学に係る年度を越えて定めないものとする。

(申請書類の提出等)

第11条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事の指定する日までに、学長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、第8条第4号に該当する者は、この限りでない。

- 一 家庭状況書（別記第2号様式）
 - 二 第8条第1号に該当する場合にあっては、市町村長又は福祉事務所長の当該生活保護を受けていることを証明する書類
 - 三 第8条第2号に該当する場合にあっては、生活の困窮度を証明する書類
 - 四 第8条第3号に該当する場合にあっては、市町村長の発行するり災証明書
- 2 入学金の減免を受けようとする者は、入学金減免申請書（別記第3号様式）に前項第1号から第4号までに掲げる書類を添えて、知事の指定する日までに、学長を経由して知事に提出しなければならない。
 - 3 授業料又は入学金の納入期限の延長を受けようとする者は、授業料・入学金納入期限延長申請書（別記第4号様式）に第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添えて、知事の指定する日までに、学長を経由して知事に提出しなければならない。
 - 4 学長は、前三項の規定により申請に係る書類を受領したときは、速やかに実情を調査し、当該書類に意見を付して知事に送付しなければならない。
 - 5 知事は、第1項から第3項までの規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、授業料又は入学金の減免等をすべきものと認めるときは、減免の額又は納入期限を延長する期間を決定し、学長を経由して申請者に対しその旨を通知するものとする。
 - 6 第8条第4号に該当する者に対する通知は、前項に準じて行うものとする。

（減免等の辞退）

第12条 授業料の減免等を受けている者は、当該減免等の理由が消滅したときは、速やかに授業料減免等辞退届（別記第5号様式）を学長を経由して知事に提出しなければならない。

（減免等の取消し）

- 第13条 知事は、授業料の減免等を受けている者が前条の授業料減免等辞退届の提出を怠ったとき、偽りその他不正の手段により減免等を受けたことが判明したとき、又は懲戒処分を受けたときは、学長の報告を受けて当該減免等を取り消すものとする。
- 2 知事は、入学金の減免等を受けた者が、偽りその他不正の手段により減免等を受けたことが判明したときは、学長の報告を受けて当該減免等を取り消すものとする。
 - 3 前二項の規定により授業料又は入学金の減免等を取り消された者は、当該減免等の決定があった日にさかのぼって当該減免等の決定を受けなかったものとして、所定の額を納付しなければならない。
 - 4 知事は、第1項又は第2項の規定により授業料又は入学金の減免等を取り消したときは、学長を経由して当該減免等を取り消された者に対しその旨を通知するものとする。

（研修料）

第14条 研修料の額は、別表のとおりとする。

（寮費）

- 第15条 寮費の額は、月額22,800円とする。ただし、月の中途において入寮し、又は退寮した場合の当該月の寮費の額は、日割りにより計算した額とする。
- 2 第8条（第4号に係る部分を除く。）の規定は寮費の減免について、第9条第1項及び第4項の規定は寮費の減免の範囲等について、第11条第1項（ただし書を除く。）、第4項及び第5項の規定は寮費の減免の申請書類の提出等について、第12条の規定は寮費の減免の辞退について、第13条第1項、第3項及び第4項の規定は寮費の減免の取消しについて準用する。この場合において、第9条第1項中「月割額」とあるのは「月額」と、第11条第1項中「授業料減免申請書（別記第1号様式）」とあるのは「寮費減免申請書（別記第6号様式）」と、第12条中「授業料減免等辞退届（別記第5号様式）」とあるのは「寮費減免辞退届（別記第7号様式）」と、第13条第1項中「授業料減免等辞退届」とあるのは、「寮費減免辞退届」と読み替えるものとする。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、大学の管理運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

区 分		研修料
研修員	教職員	月額 36,080円
	その他の者	月額 45,100円
		日額 2,300円

備考 教職員とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校から派遣された教員その他の職員をいう。

別記様式（略）

（3）情報科学芸術大学院大学学則

第1章 総則

（目的）

第1条 情報科学芸術大学院大学（以下「本学」という。）は、専攻分野に係る学術の理論及び応用を教授研究して、その深奥をきわめ、情報社会の新しい在り方を創造的に開拓する「高度な表現者」としての資質を備えた人材を養成するとともに、学術文化の向上、発展及び産業の振興に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は別に定める。

第2章 組織

（大学院）

第3条 本学に大学院を置く。

（研究科、専攻及び定員）

第4条 大学院に、メディア表現研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に置く専攻及びその学生定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
メディア表現専攻	20人	40人

（事務局）

第5条 本学に事務局を置く。

（産業文化研究センター）

第6条 本学に附置研究機関として産業文化研究センターを置く。

（附属図書館）

第7条 本学に、附属図書館を置く。

第3章 職員

（職員）

第8条 本学に学長、教授、准教授、助教、事務職員、技術職員を置く。

2 本学に前項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長、講師その他の職員を置くことができる。

（部局長）

第9条 研究科に研究科長を置き、研究科の教授をもって充てる。

2 産業文化研究センターにセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

3 附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

4 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

（部局長の職務）

第10条 研究科長は、学長の命を受け、研究科に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 産業文化研究センター長は、学長の命を受け、産業文化研究センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 附属図書館長は、学長の命を受け、附属図書館に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 事務局長は、学長の命を受け、事務局に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（名誉教授）

第11条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（客員教授等）

第12条 本学に客員教授又は客員准教授を置くことができる。

2 客員教授及び客員准教授に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 運営組織

（教授会）

第13条 本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、学長は、必要があると認めるときは、准教授その他の職員を教授会の組織に加えることができる。

3 教授会に関し必要な事項は別に定める。

第15章 条例・規則・学則等

(情報科学芸術大学院大学運営協議会)

第14条 本学に、本学の運営に関し提言を行うため、学外の有識者からなる情報科学芸術大学院大学運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設ける。

2 運営協議会に関し必要な事項は別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年は、次の2期に分ける。

- 一 前期 4月1日から9月30日まで
- 二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 春季休業日 3月1日から3月31日まで
- 四 夏季休業日 8月1日から9月10日まで
- 五 冬季休業日 12月21日から翌年1月9日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認められるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

第6章 研究科の課程、修業年限及び在学期間

(課程)

第18条 研究科の課程は修士課程とする。

(修業年限)

第19条 本学の標準修業年限は2年とする。

(在学期間)

第20条 学生は4年を超えて在学することができない。ただし、第26条又は第27条の規定により入学した学生は、第28条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第21条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第22条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第3項の規定により学士学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条第1項第3号の規定により文部科学大臣の指定した者
- 五 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者
- 六 本学が実施する入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したものと
- 七 その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学志願の手続)

第23条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに入学願書に入学検定料及び所定の書類を添えて学長に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第24条 学長は、入学を志願した者について、選考により、合格者を決定する。

(入学の手続及び入学の許可)

第25条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、情報科学芸術大学院大学条例施行規則(平成12年岐阜県規則第10号。以下「施行規則」という。)第9条第4号に該当する場合を除き、指定の期日までに、所定の入学金を納付しなければならない。ただし、施行規則第12条第2項本文の規定により入学金減免申請書を提出する者については、入学金の減免の申請に対する決定がなされるまでの間は、入学金を納付することを要しない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者は学長が指定する期日までに、誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

(編入学及び転入学)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考により、相当年次に、第1号に掲げる者には編入学を、第2号に該当する者には転入学を許可することができる。

- 一 他の大学院を修了した者及び退学した者
- 二 他の大学院に在学する者

(再入学)

第27条 学長は、第41条の規定により退学を許可された者で本学に再入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考により、相当年次に再入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第28条 前2条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第8章 教育方法、教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第29条 本学の教育は、授業科目の授業及び、修士論文又は修士作品(以下「修士論文等」という。)の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。

(授業科目の区分)

第30条 授業科目を分けて、導入科目、基礎理論科目、専門科目、プロジェクト科目及び特別研究とする。

(教育課程の編成方法)

第31条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位の算定基準)

第32条 各授業科目の単位数は、次の基準により算定するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
 - 二 実験及び実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別研究については、6単位とする。

(単位の授与)

第33条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告に合格した者には、所定の単位を与える。

(修了に必要な単位)

第34条 修了に必要な単位数は、次の区分により合計30単位以上とする。

- 一 導入科目については、6単位
- 二 基礎理論科目については、4単位以上
- 三 専門科目については、8単位以上
- 四 プロジェクト科目については、6単位
- 五 特別研究については、6単位

(他の大学院等における研究指導)

第35条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等とあらかじめ協議のうえ、1年を超えない範囲で、本学の学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、10単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、編入学又は転入学の場合を除き、教授会の議を経て、10単位を超えない範囲で、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第9章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第38条 学生は、病気その他やむを得ない理由により2月以上休学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、第20条の在学期間には算入しない。

5 学生は、休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第39条 学生は、他の大学院への入学又は転入学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該外国の大学院の授業科目の履修をするため留学することを許可することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第43条に規定する在学期間に含めることができる。
- 3 第36条の規定は、第1項の留学について準用する。

(退学)

第41条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 学長は、次のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第20条に規定する在学期間を超えた者
- 三 第38条第3項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第10章 修了及び学位

(修了)

第43条 学長は、本学に2年(第26条又は第27条の規定により入学した者については、第28条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、第34条に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び最終試験に合格した者に対し修士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第44条 学長は、前条の規定により修了を認定された者に対し、修士(メディア表現)の学位を授与する。

第11章 賞罰

(表彰)

第45条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第46条 学長は、この学則その他本学の定める規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - 一 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなく出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱す等学生としての本分に著しく反した者

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員及び外国人留学生

(研究生)

第47条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

第48条 学長は、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第49条 学長は、他の大学院の学生で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 学長は特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

(研修員)

第50条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため本学に派遣の申し入れがあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、研修員として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第51条 学長は、外国人であって、大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考により、入学を許可することができる。

第13章 授業料等

(授業料等)

第52条 入学検定料、入学金、授業料及び研修料については、情報科学芸術大学院大学条例(平成12年岐阜県条例第66号)の定めるところによる。

第14章 学生寮

(学生寮)

第53条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

第15章 大学開放

(大学開放)

第54条 学長は、必要があると認めるときは、公開講座の開設その他の大学の施設の開放を行うことができる。

第16章 その他

(改正)

第55条 この学則は、教授会において出席構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

(委任)

第56条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則中、第34条第2号の規定については、平成19年4月1日以前に入学した者には適用せず、従前の例による。

(4) 情報科学芸術大学院大学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、情報科学芸術大学院大学学則（以下「学則」という。）第47条に規定する研究生に関して、必要な事項を定めるものとする。

(研究生の資格)

第2条 研究生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると情報科学芸術大学院大学（以下「本学」という。）が認めた者とする。

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(入学の志願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、入学しようとする日の2か月前までに、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生入学願書（別記様式）
 - (2) 研究計画書
 - (3) 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
 - (4) その他学長が必要と認める書類
- 2 会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者であつては、前項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 個人的研究のため研究生を志願する者である旨の本人の確約書
 - (2) 会社等の事業目的のために派遣する者でない旨の所属長の確約書
 - (3) 在職のまま研究生として入学することについて差し支えない旨の所属長の承諾書

(選考)

第5条 研究生の選考は、前条の規定により提出された書類及び面接により、教授会が行う。

(入学の許可)

第6条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して、入学を許可するものとする。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間1年以内とし、翌年度にわたらないものとする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、本人の願い出に基づき、教授会の承認を得て、1年を超えない範囲内で研究期間を延長することができる。

(指導教員)

第8条 学長は、第6条第2項の規定により研究生の入学を許可したときは、教授会の議に基づき、当該研究生の指導教員を決定し、当該研究生に通知する。

(研究の方法)

- 第9条 研究生は、指導教員のもとで、研究に従事するものとする。
- 2 研究生は、指導教員の承認のもとに、本学の施設及び設備を利用することができる。
 - 3 指導教員は、研究生に対する指導上、本学の特定の授業科目を受講させることが適当と認めるときは、当該授業科目の担当教員と協議し、他の学生の教育に支障のない範囲において、その受講を認めることができる。

(研究期間の終了)

- 第10条 研究生は、研究期間が終了したときは、研究の成果を記載した研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書が提出されたときは、学長は、指導教員の意見に基づき、審査を行うものとする。
 - 3 学長は、前項の審査により研究の修了を認定した場合には、研究生に修了証を交付することができる。

(規程等の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究生については、学則及び本学の諸規程のうち学生に関するものを準用する。

(研究生証の交付)

- 第12条 研究生には、研究生証を交付する。
- 2 研究生は、交付された研究生証を常に所持しなければならない。

(許可の取消し)

第13条 研究生が学則及び本学の諸規程に違反したとき又は研究生としての本分に反したときは、学長は教授会の議を経て、第6条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(5) 情報科学芸術大学院大学学生生活規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、情報科学芸術大学院大学（以下「本学」という。）の学生生活に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 誓約書、保証人、学生調査カード

(誓約書)

第2条 合格の通知を受け、本学に入学、編入学、転入学及び再入学をしようとする者は、誓約書（別記第1号様式）を学長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 学生は、授業料の納入について、連帯保証人（以下「保証人」という。）を立てなければならない。

- 2 保証人は、独立の生計を営む成年者であつて、保証能力を有する者でなければならない。
- 3 保証人は、保証書（別記第2号様式）を学長に提出しなければならない。

(保証人の変更等)

第4条 保証人の変更又は保証人の氏名若しくは住所に変更があつたときは、当該学生は、直ちにその旨を保証人変更届（別記第3号様式）により届け出なければならない。

2 保証人が死亡し、破産の宣告を受け、その他保証人として適当でなくなったときは、当該学生は、直ちに保証人を変更しなければならない。

(学生調査カード)

第5条 学生は、学生調査カード（別記第4号様式）に必要な事項を記入して、入学後直ちに提出しなければならない。

2 前項の学生調査カードの記載事項に変更があつたときは、当該学生は、直ちにその旨を学生調査カード記載事項変更届（別記第5号様式）により届け出なければならない。

第3章 学生証

(学生証)

第6条 学生は、入学時に学生証（別記第6号様式）の交付を受けなければならない。

- 2 学生証は常に携帯し、提示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。
- 3 学生証を紛失若しくは汚損し、又は有効期限を延長する必要が生じたときは、学生証再交付願（別記第7号様式）を提出し、再交付を受けなければならない。
- 4 学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 学生が本学の学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

第4章 健康診断

(健康診断)

第7条 学生は、本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 前項の健康診断の結果、異常が認められた場合、当該学生は、本学が行う健康上の指導に従わなければならない。

第5章 欠席

(欠席)

第8条 学生は、1週間を超えて連続して欠席するときは、事前に欠席届（別記第8号様式）を提出しなければならない。

- 2 やむを得ない事由により前項の欠席届を提出できなかったときは、その事由を付して、登校の際、速やかに届け出なければならない。
- 3 前二項の欠席届には、医師の診断書等事情を証明する書類を添付しなければならない。

第6章 休学、転学、留学及び退学

(休学、転学、留学及び退学)

第9条 情報科学芸術大学院大学学則第38条から41条までの規定に基づき、休学、復学、転学、留学又は退学しようとする者は、事由を詳記し、保証人と連署のうえ、それぞれ休学願（別記第9号様式）、復学願（別記第10号様式）、転学願（別記第11号様式）、留学願（別記第12号様式）又は退学願（別記第13号様式）を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の願は、原則として許可を受けようとする日の1月前までに提出しなければならない。

附則

この規程は、平成17年8月4日から施行する。

別記様式（略）

(6) 情報科学芸術大学院大学施設等管理規程

(趣旨)

第1条 情報科学芸術大学院大学(以下「本学」という。)の校地、校舎その他附属施設(以下「施設等」という。)の管理に関しては、岐阜県庁内管理規則(昭和60年岐阜県規則第70号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程によるものとする。

(管理体制)

第2条 学長は、本学の施設等の管理を統括する。
2 事務局長は、施設等の管理事務を掌理する。

(室管理責任者)

第3条 本学内の各室の保全、清潔の保持等に当たらせるため、各室に室管理責任者を置く。
2 前項の室管理責任者は、事務局長が定める。

(鍵の保管)

第4条 施設等の鍵については、特に指定するもののほか、事務局長が保管するものとする。

(禁止行為)

第5条 本学の施設等内においては、次に掲げる行為をしてはならない。
一 規則第2条第1項各号に掲げる行為をすること。
二 所定の喫煙場所以外の場所(教授室等個人が占使用する場所を除く。)で喫煙すること。
三 許可を受けずに火気を使用すること。
四 所定外の場所に自動車、自転車等を置くこと。
2 規則第2条第2項の規定により本学内での行為の許可を受けようとする者及び前項第二号から第四号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、許可申請書を学長に提出しなければならない。

(出入口の開閉)

第6条 平日における本学の校内出入口(正門)の開閉時刻は、それぞれ午前8時及び午後9時、校舎出入口(時間外通用口を除く。)の開閉時刻は、それぞれ午前7時30分及び午後7時とする。

(出入口閉鎖後の出入り)

第7条 学長は、校舎の出入口の閉鎖後に校舎に立ち入ろうとする者があるときは、次の各号に掲げる場合を除き、これを拒否することができる。
一 本学の教職員、学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び研修員(以下「教職員及び学生等」という。)については、用務を告げ、かつ、身分を証する書類の提示がある場合
二 教職員及び学生等以外の者については、用務先の承諾がある場合
2 校舎の出入口閉鎖後に校舎に出入りしようとする場合の手続は、別に定める。

(施設等の使用)

第8条 本学の施設等を使用しようとする者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。ただし、教職員及び学生等が、当該施設等の本来の用途、目的のために使用する場合は、この限りでない。
2 前項ただし書きの使用のうち、次の各号に掲げる施設等を使用しようとする者は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。
一 会議室
二 テニスコート
三 駐車場
四 駐輪場
3 次の各号に該当する場合は、使用の許可又は承認をしない。
一 教育研究又は行事に支障があるとき。
二 施設等を破損又は汚損する恐れがあるとき。
三 その他行政財産としての用途又は目的を妨げる恐れがあると認められるとき。
4 第1項の使用許可及び第2項の使用承認の手続については、別に定める。

(遵守事項)

第9条 本学の施設等を使用する者は、次の事項を守らなければならない。
一 使用後は整理整頓し、元の状態に復すること。
二 施設等の破損又は汚損その他事故があったときは、直ちに事務局長に届け出ること。
三 使用を中止し、又は使用を終了したときは、その旨を事務局長に届け出ること。
四 その他本学の施設等の適正な管理を行うために必要と認めて事務局長が行う指示に従うこと。

(施設等に破損等があった場合の措置)

第10条 自己の責任に帰すべき事由により本学の施設等を損傷した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
2 本学の施設等に破損、故障等があることを発見した者は、直ちにその旨を事務局長に連絡しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本学の施設等の管理に関し必要な事項は、学長

が定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規定は、平成23年4月1日から施行する。

(参考)「岐阜県庁内管理規則」(昭和60年岐阜県規則第70号)(抄)
(禁止行為)

第2条 何人も、庁内においては、次に掲げる行為をしてはならない。
一 みだりに凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
二 引火しやすい物の近くで火気を取り扱うこと。
三 所定の場所以外で喫煙すること。
四 庁舎その他の物件を損壊すること。
五 所定の場所以外に汚物又はごみを投棄すること。
六 多数集合して示威行為をすること。
七 拡声器の使用等により、けんそな状態を作り出すこと。
八 面会を強要し、乱暴な言動をし、みだりに座り込み又は庁内の一部を占拠すること。
九 通行の妨害となるような行為をすること。
十 みだりに備付けの器物を利用し、若しくは移動させ、又は施設を備えること。
十一 示威、宣伝、陳情等のため、旗、のぼり、幕、プラカードその他これらに類するものを持ち込むこと。
十二 印刷物、宣伝ビラ等を配布し、又はこれらを掲示すること。
十三 寄付金の募集、保険の勧誘、物品の販売その他これらに類する行為をすること。
十四 前各号に定めるもののほか、庁内の秩序を乱し、又は庁内の適正な管理に支障を及ぼすこと。
2 前項の規定にかかわらず、同項各号(第1号、第3号及び第4号、第8号、第10号並びに第14号を除く。)に掲げる行為について、知事が、特別の事情があり、かつ、公務の円滑な遂行を妨げるおそれがないと認めて許可した場合は、当該許可に係る行為をすることができる。

(7) 情報科学芸術大学院大学学生寮管理規程

(通則)

第1条 この規程は、情報科学芸術大学院大学条例施行規則規則（平成13年岐阜県規則第10号）第14条及び情報科学芸術大学院大学学則第53条の規定に基づき、情報科学芸術大学院大学（以下「大学」という。）の学生寮の管理及び寮費に関し必要な事項を定める。

(管理)

第2条 学生寮の管理に関して事務局に宿舍台帳を備える。

(検査)

第3条 学長は、学生寮の管理上必要があると認めるときは、指定する職員に学生寮を検査させ、入居者に対して必要な指示をさせることができる。

(営繕)

第4条 学長は、学生寮の自然の毀損に起因する補修及び管理上特に必要と認めた営繕に限り、予算の範囲内でこれを行うものとする。

2 学生寮に入居している者は、前項の営繕を必要とするときは、学長に申請しなければならない。

(入居資格)

第5条 学生寮に入居できる者は、学生、科目等履修生、研究生及び学長が居住の必要を認めたとする。

(入居の申請)

第6条 学生寮に入居しようとする者（次条において「申請者」という。）は、学生寮入居申請書（別記第1号様式）及び家庭状況書（別記第1号様式の2）を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(入居の審査)

第7条 学長は前条の規定による学生寮入居申請書を受理した場合は、これを審査し、その結果を、学生寮入居に関する決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(入居)

第8条 学生寮の入居の承認を受けた者は、学長が指定する期日までに学生寮入居誓約書（別記第3号様式）を提出し、前条の規定による学生寮入居に関する決定通知書の入居指定日から10日以内に学生寮に入居しなければならない。

2 前項の期間内に入居することのできない者は、入居延期申請書（別記第4号様式）により学長に入居の延期を申請し、その承認を受けなければならない。

3 学生寮に入居している者は、第1項に規定する学生寮入居誓約書の届け出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を学長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第9条 学長は、学生寮の入居の承認を受けた者が、学長の指定する日までに入居しないときは、承認を取り消すことができる。

(辞退)

第10条 学生寮の入居の承認を受けた者は、学生寮に居住できない事由が発生したときは、「入居辞退届」（別記第5号様式）を学長に提出し入居を辞退することができる。

(在寮期間)

第11条 学生寮に入居できる期間（以下「在寮期間」という。）は、1年次学生においては2年以内、その他の学生においては1年以内とする。

2 前項の規定において、年度の途中で入居した場合は、その年度の末日をもって1年を経過したものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず在寮期間を延長しようとする場合は、第6条の規定による入居に申請を行わなければならない。

(保全義務)

第12条 学生寮に入居している者は、学生寮を正常な状態に維持しなければならない。

2 学生寮に入居している者は、学生寮を他人に転貸してはならない。

3 学生寮に入居している者は、学生寮の用途を変更してはならない。

4 学生寮に入居している者は、学生寮を模様替えし、又は増築等をしてはならない。

(費用負担)

第13条 学生寮に入居している者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

ただし、学長が必要と認めるときは、その費用の全部又は一部を免除することができる。

一 水道及び電気による費用

二 水道及び電気等の装置に関する小破修理費

三 建具の破損及び家屋内外の小破にかかる修理費。ただし、天災地変その他不可抗力による場合はこの限りでない。

四 学生寮に入居している者の責に期すべき事由によって生じた修理費

(退去)

第14条 学生寮に入居している者は、次のいずれかに該当する場合は、学生寮から退去しなければならない。

一 大学を卒業したとき

二 大学を休学するとき

三 第11条に規定する在寮期間を満了するとき

2 学生寮に入居している者は、前項の規定により学生寮から退去するとき、又はその他の理由により学生寮から退去する必要があるときは、学生寮退去届（別記第6号様式）を学長に提出し、学生寮から退去しなければならない。

3 学生寮に入居している者は、前項の規定した日までに学生寮から退去できないときは、退去延期申請書（別記第7号様式）により学長に退去の延期を申請し、その承認を受けなければならない。

第15条 学長は、学生寮に入居している者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を退去させることができる。

一 学生の身分を失ったとき。

二 正当な理由がなくて寮費を納入しないとき。

三 寮内又は寮周辺において、他人に危害又は迷惑を及ぼす行為を行ったとき。

2 前項の規定により退去を命ぜられた者は、退去を命ぜられた日から10日以内に学生寮から退去しなければならない。

第16条 学生寮に入居している者は、学生寮から退去するときは学生寮を正常な状態におき、学長が指定する職員によって検査を受け、その指示に従わなければならない。

(寮費の納付)

第17条 学生寮の寮費は、別に定める場合を除くほか、学長の発する納入通知書により、毎月指定期日までに当該通知書に記載された金融機関に納付しなければならない。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式（略）

(8) 情報科学芸術大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、情報科学芸術大学院大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりである。

- 一 学生等 本学の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講生、研修員
- 二 教職員 本学の教員、非常勤講師、事務職員、非常勤職員
- 三 関係者 学生等又は教職員以外の者で、本学の学生等又は教職員と修学、研究又は就労に関連して接触するすべての者
- 四 ハラスメント 以下の各号に掲げる言動をいう。
 - イ セクシャル・ハラスメント 教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生等を不快にさせる性的な言動
 - ロ アカデミック・ハラスメント 教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の教員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動
 - ハ パワー・ハラスメント 教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動
 - ニ その他のハラスメント 前 3 号に掲げる言動の他にこれに類する不適切な言動
- 五 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の就学上の環境が害されること、又はハラスメントへの対応に起因して、教職員が就労上の又は学生等が就学上の不利益を受けること。

(学長及び部局長の責務)

第 3 条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

- 2 部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員及び学生等の責務)

第 4 条 教職員及び学生は、ハラスメント防止に関する基本方針に従い、ハラスメントを行わないよう常に注意しなければならない。

- 2 前項の指針については、別に定める。

(防止委員会)

第 5 条 ハラスメントの防止等を適切に実施するため、本学に情報科学芸術大学院大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

- 2 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 ハラスメントの防止等に関する基本的事項
 - 二 ハラスメントの防止対策に関する事項
 - 三 ハラスメントに起因する問題への対応
 - 四 その他ハラスメントの防止等に関し、必要と認められる事項
- 3 防止委員会は、前項の事項に関し、具体的な措置を講じる必要がある場合は、第 1 1 条に規定する相談員会議に検討を依頼する。

(委員会の構成)

第 6 条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 研究科長
- 三 図書館長
- 四 産業文化研究センター長
- 五 学生委員長
- 六 事務局長

(委員長等)

第 7 条 防止委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、防止委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 防止委員会に副委員長を置き、前条第 2 号の委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を行う。

(会議)

第 8 条 防止委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 防止委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(相談窓口)

第 1 0 条 教職員、学生等及び関係者からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、本学に情報科学芸術大学院大学ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置き、総括相談員及び相談員を配置する。

- 2 総括相談員は、部局長のうちから学長が指名する者をもって充てる。

3 相談員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教授会で選出された教員 1 名
- 二 保健業務嘱託員
- 三 事務局職員のうち総括相談員が指名する者 1 名
- 四 その他総括相談員が指名する者 若干名

4 前項の相談員（第 2 号の相談員を除く。）の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 相談員に欠員が生じた場合の補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 総括相談員及び相談員は、学長が委嘱する。

(相談員会議)

第 1 1 条 総括相談員は、次の各号に掲げる事項を検討するため相談員による会議（以下「相談員会議」という。）を開き、その検討結果を学長及び防止委員会に報告しなければならない。

- 一 苦情相談並びにこれに伴う調査及び被害の救済に関する事項
- 二 ハラスメント防止等の具体策に関する事項
- 三 苦情相談を受ける場合の対応等に関する事項
- 四 その他総括相談員が必要と認めた事項

2 前項の相談員会議は、総括相談員及び相談員をもって構成する。

(苦情相談及び調査)

第 1 2 条 相談員は、苦情相談があった場合は、総括相談員にその旨報告しなければならない。

- 2 総括相談員は、相談員から苦情相談があった場合は、相談員会議を開き、その対応について検討する。
- 3 総括相談員は、相談員会議の検討の結果、当該苦情に対応する相談員を指名し、調査を行う必要がある場合は、調査を行う相談員を指名する。
- 4 総括相談員は、前項の調査を行う場合は、学長に報告するとともに部局長に連絡する。
- 5 前項の連絡を受けた部局長は、当該調査に協力しなければならない。

(ハラスメントの行為に対する措置等)

第 1 3 条 学長は、第 1 1 条第 1 項第 1 号の事項の検討結果を部局長に通知する。

2 学長は、前項の検討結果について、処分又は就労上若しくは就学上の環境の改善を行うことが必要であると認めた場合は、必要な措置を講じる。

(プライバシー等の保護)

第 1 4 条 防止委員会委員、総括相談員及び相談員は、当事者のプライバシー、名誉、その他人権に配慮するとともに、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第 1 5 条 学長、部局長、教職員及び学生等は、ハラスメント相談の申出、当該ハラスメント相談に係る調査への協力その他の対応に起因して、相談者及び当該ハラスメント相談に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第 1 6 条 防止委員会、相談窓口及び相談員会議の事務は、総務課において行う。

(雑則)

第 1 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

情報科学芸術大学院大学ガイドブック2011

■発行日

2011年4月1日

■発行所

情報科学芸術大学院大学

〒503-0014

岐阜県大垣市領家町3丁目95番地

Tel. 0584-75-6600

Fax. 0584-75-6637

E-mail: info@ml.iamas.ac.jp

URL: <http://www.iamas.ac.jp/>